

す教育課題に応えるということです。

以前、部落問題に取り組めば取り組むほど、部落の子どもの顔がさがるということがありました。それは、差別の問題が、部落の側の問題として学習されていたからに他なりません。部落差別の厳しさを強調した学習は、部落の子どもの自尊心を奪うような学習になってはいなかったでしょうか。差別はあくまで「差別をする側」の問題です。差別をする

側の理不尽さや、そうせざるを得ない人としての弱さを浮き彫りにする必要があります。「差別をされる側」から「差別をする側」へ視点を180度変えることで、教材のとりえ方も学習内容も大きく変わります。子どもを励ます学習内容にしていくには、差別者としての「自分」を認め、反差別の立ち位置へと高めよう学習を積み重ねていくことが大切です。

えていき、安心して自分らしくいられる社会をつくることもわたしたちの課題です。

熊本県人教では「障害児教育」「多文化共生(外国にルーツを持つ子どもの教育)」「生と性の平等の教育」という3つの研究分野で「共に生き、共に育つ」教育の意義を実践の中から明らかにし、進めていくための具体的な提言や条件整備に努めています。

Ⅲ 共生の教育

1 共生の教育とは

1998年熊本県同和教育研究協議会は「共生の教育」を設け次の4項目が提起されました。

- 子ども観を見直し、子どもと対等な人格として向き合おう
- 性差別を見抜き、慣習や意識を変えていこう
- 「障害」児と「健常」児が共に学び合う教育を進めよう
- 渡日・在日の子どもたちが誇りが持てる多文化共生社会をめざそう

県同教ニュース 1998

熊本県同教では、私たちが当たり前と思っていた価値観が実は「差別」であり、排除を容認(推進)してきた、ということを知りました。「障害」児教育の実践で明らかにしてきました。その教育運動の中から「みんながちがっていてあたりまえ」「ちがっ

ているってすばらしい」という認識を育むこと、すなわち「ちがい」を「豊かさ」ととらえ、「自分らしさ(個性やアイデンティティー)」を豊かに表現できる教育内容の創造が「共生の教育」として提起されたのです。私たちに「価値観の転換」を促し、広い視野の中で子どもたちや社会を見直すことを求めたのです。だからこそ「共生の教育」には「障害」児者だけでなく、外国にルーツを持つ子どもたちや性的マイノリティーと呼ばれる子どもたちなど、多くの「私たちがすりこまれた価値観や常識の中で差別・排除してきた」子どもたちや人々が入るのです。このような「価値観の転換」はこれからは私たち自身に突きつけられた課題として見つめていかなくてはなりません。

「共生の教育」の先には「共生の社会」がなくてはなりません。「あなたはあなたのままでいい」「みんなちがってみんないい」と、そのままの自分で社会に出たら、そこには権利のアンバランスがまだまだあります。社会が冷たいままだったら、自分らしくいられなくなります。そのような冷たい社会を変

2

「共生の教育」をめぐる現状と課題

これまで「共生の教育」の分野では、部落解放運動や「同和」教育運動等に学んだ反差別の視点から、「障害」児・者をめぐる差別の問題を中心に教育課題を明らかにするとともに、その克服に向けた教育実践を創造してきました。外国にルーツを持つ子どもたちや性的マイノリティーの子どもたちに対する差別の問題についても動きを進めています。その他にも水俣病、ハンセン病回復者、在日韓国・朝鮮人の問題等、「差別」を明らかにし、その克服に向けた教育実践が必要な分野は多岐にわたっています。

近年「支援」をキーワードにした実践報告が増えてきていますが、それらの報告の多くでは、「差別をなくす」という課題や方向が明確にされておらず、論議が深まらずに終わってしまうということがしばしばあります。いま一度「差別をなくす」という課題を明確にする必要があります。そのためには、被差別状況におかれている当事者と直接的に出会い、くらしを知り、そこにある思いや願いを感じ取り、展望を見出す。すなわち熊本県同教(現県人教)が大切にしてきた「差別的現実」に深く学ぶことからの教育実践を再確認しなければなりません。

3

子どもたちをめぐる現状

「共に学び、共に生きる」教育の実現に向けて、被差別の当事者が解放への展望を持てることを柱にしなければなりません。そして、その実現のためには反差別の集団づくりと被差別の当事者との出会いと学びあいを創造していくことが大切です。子どもたちの中には、被差別部落出身の子どもをはじめ、「障害」のある子ども、外国にルーツを持つ子ども、性的マイノリティの子ども等がいます。そうした子どもたちを中心にして、その子どもたちの育ちが、まわりの子どもたちの育ちにつながり、お互いのことを知り合い、多様性を認め合える集団を創り出していかねばなりません。そうした集団こそが、部落差別をはじめあらゆる差別を見ぬき、それをなくしていく主体的な人間を育ていくベースとなるからです。そうした学習は被差別状況の子どものみならず、すべての子どもたちが「社会の中でさまざまな人たちと共にくらしている・生きている」という認識を育ていくことにもつながるからです。

(1) 「障害」 児教育をめぐる現状

2013年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。(2016年4月施行) 目的は「障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、共生する社会の実現に資する」ことであり、その中では、「障害を理由にした不当な差別的取扱いをすることや合理的配慮の不提供は差別である」とされています。

また、日本が2014年1月に批准した国連の「障害者の権利に関する条約」の前文の中では、「障害」

を、その人固有の身体的、精神的等の損傷ととらえる医学モデルから、その人を取り巻く社会との関係の中で生じているものであるととらえる社会モデルへの転換が謳われています。

しかし、現実の学校現場を見たとき、まだまだ「医学モデル」から「社会モデル」への転換はなされていません。「障害を理由にした不当な差別的取り扱い」とは具体的にどんなことを指すのか、「合理的配慮」とは何なのか、その背景まで含めた正しい理解をすることが大切です。

娘の保育園探して、断られたことがよみがえってくる。園長の「あと一人『障害』児がいるといいんですが・・・。」(支援教員がつくのでという意味)という冷たい言葉を忘れない。

娘が小学校の6年間、学童クラブにとでもお世話になった。5年生の時、夏休みのプール開放で、特別支援学級の子どもはプールにいけないことを知った。学童でみんながプールに行っている時間、娘ともう一人の支援学級の女の子はいつもプールに行けなかった。そのことをずっと知らなかった。学校に尋ねると、早速動いていただいた。

親が監視に来るのを条件で泳いでいいということだった。次の年、PTAの会の中でそのことを取り上げお父さんが、PTAの会の中でそのことを取り上げて頂き、親が行かなくてもみんなと泳げるようになった。

社会が寛容で、柔らかく、様々な「能力」を受け入れるようにならないときつい。支援が必要だったら、学校や職場や家庭や、どんな場でも当たり前前に支援がある世の中になっていかないと、きつい。

今は「特別支援学級」や「施設」や「作業所」や「スポーツで集う場」などがいわゆる「障害」者には必

要である。しかし、その先にある共生社会を見据えておこなうてはならない。

そのことは、部落差別をなくすために、部落解放運動が世の中に「部落差別をなくすのはだれなんだ」という提起をし続けていること、並行して部落差別をはじめあらゆる差別をなくしていくという目的で集う「学習会」という場があること。そこで学ぶことができたから感じられることだと思っ

ている。
支援学級への差別的な見方がある。社会の中に「障害」者を排除する意識や仕組みがある中で、学校だけ差別がないということはあり得ない。

【2020年 研究のまとめ より】

就学保障における課題として次のことがあげられます。小中学校を地元の学校で過ごした生徒が「友だちと一緒に普通高校に行きたい」と願い3年間で7回高校受験にチャレンジしました。3年目の2020年に「(日頃から慣れた) 意思疎通支援者による受検時の介助」を制度として認めさせました。しかし結果は、定数内不合格でした。「障害特性による不合格ではない」が「能力、適性を総合的に判断して不合格となった」との説明でした。全国的に見ても障害のある生徒が公立校を受験し、定数内にもかかわらず不合格という事例があります。多様な子どもたちが学ぶ学校で育つ子どもたちがインクルーシブな社会を創っていくと考えたとき、学校はすべての子どもたちが安心して学べる場となっているかが問われます。

就労保障における課題は次のようなことがあげられます。特別支援学校高等部生徒の就職にあたっては、障害のある子どもを支援する社会の仕組みは十分ではなく、賃金や雇用条件にも厳しい現実があり

ます。生徒の進路選択・決定に際しては、いわゆる「産業現場等における実習」が大きな意味を持ちます。生徒本人に対して、実際の現地での体験は何事にも代え難い貴重な機会であり、一般企業への就労については、企業に対する働き掛けとして何よりも強い「求人開拓」の活動でもあります。しかし、近年は「障害福祉サービス」の利用についても同様の意味合いが含まれてきていて、事業所が利用者を「選ぶ」状況が増えています。本来、「障害福祉サービス」とは、本人が希望するサービスを市区町村へ申請し、利用料を払うことで利用できるものであるはずですが、結果、よりサービスを必要とする人ほど、サービスを受けにくい現実もあるのです。

私たちは、一人ひとりが、もう一度1994年に採択されたサラマンカ宣言から、「障害者の権利に関する条約」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が出され今日に至るまでの背景を確認しなければなりません。そうすれば、自ずと、どの子も区別・排除・制限しない教育が「インクルーシブ教育」であることや、どの子も区別・排除・制限しないために、子どもを取り巻く環境を調整・変更することが「合理的配慮」であるというのが明らかになってくるはずです。

私たちが目指している「障害」児教育とは、「障害者差別をなくす教育」であるということ、ここに改めて確認します。

(2) 外国にルーツを持つ子どもたちをめぐる現状

「新型コロナウイルス」という呼称が一般的になった頃敢えて「武漢ウイルス」と発言した人たちがいました。昨年2月ある県の公立小学校に「中国人を親に持つ子どもを登校させるな」という内容の書きが届きました。昨年5月、コロナ禍で困窮する学

生に国が最大20万円を支給する「学生支援緊急給付金」の対象から朝鮮大学校は外されました。5月10日の朝鮮大学校入学式の日、正門前で「朝鮮帰れ！」等のヘイト街宣が行なわれました。公的な差別がヘイトスピーチ、ヘイトクライムを助長しているといえます。これらのニュースに、胸を痛め恐怖にさらされている家族が県内にもいるはずで

2016年、熊本県教育委員会から「日本語指導を必要とする児童生徒のための受入れ手引き」が出され、受け入れから日本語指導まで幅広い情報が提供されています。これは、県人も参加している「熊本外国ルーツの子どもたち支援連絡協議会」や関係NPO団体等の粘り強い運動の成果です。

しかし、外国にルーツを持つ子どもたちを取り巻く現状は厳しさを増しています。2016年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました在日外国人に対する「差別的言動」が、被害者の「多大な苦痛」と「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている」という害悪を認め、その解消を「喫緊の課題」であるとして「差別的言動は許されないことを宣言する（前文）」としたものであり、日本におけるはじめての反人種差別理念法としての意義を有するものです。しかし、保護対象者を「適法に居住するもの」と限定的なことや、実効性が求められる差別的禁止条項が入らなかった点は、極めて不十分と言わざるを得ません。

このような状況の中、中国ルーツのある大学生が日本語教室で次のように語りました。「コンビニでアルバイトをしています。レジをしていると時々日本人から『レジを変われ。中国人は信用できない。』と言われるよ。」このような社会に存在する意識こそが問題であり、それがいわゆるヘイトスピーチを

支えていることを課題の本質として捉えなくてはなりません。

県内の進路保障に関しては、外国から来た子どもへの日本語指導は、現在まで県内45自治体のうち18自治体が手立てを講じるようになりました。しかし、それでも全体の1/3です。進学に関しては、高校入試における特別措置、特別配慮も全ての高校において定着してきていますが、その数は若干名と、希望者が多い場合希望する高校に入れないということもあります。

就労に関しては、外国籍の子どもたちにとってまだまだ厳しい状況があり、熊本市を除いて公務員の国籍条項（国籍条項とは、公権力の行使または、国家意思の形成への参画に携わる公務員の任用資格の一つとして日本国籍を必要とする条項のことをいう）を除き公務員任用については実定法上の条項はないため、公務員任用に関する限り「運用による制限」の指すといえる。も撤廃されていない現実があります。また国籍条項がない場合も、携わることができる仕事は限定的です。在留資格に関しては、「家族滞在」の子どもの就職がこれまで課題になってきました。親の仕事の関係で一緒に来日した外国籍の子ども（家族滞在）は、大学や専門学校に進学すれば在留資格を変更して日本で就労することができます。しかし高校を卒業して就職しようと思っても、週28時間以内のアルバイト等（資格外活動許可）はできても、就職することは認められていません。ある国の青年たちが日本で徒党を組み、夜な夜な飲食店で暴れたり喧嘩をしたりしている姿がテレビで報道されていました。もちろんその行為は許されるものではありませんが、背景を聞くと考えさせられることがあります。彼らは、親が日本で飲食店を

出すために来日し、一緒に日本にやってきた「家族滞在」の子どもたちでした。地元で小中高と進学はしたものの、きちんとした日本語指導は受けられず、高校を卒業した後に就職をすることもできず、同じ境遇の者同士集まっていたわけです。このような状況におかれている子どもたちは、結構多いということでした。最近になり、法務省は条件付きながら高校卒業後日本での就労を考えている「家族滞在」の子どもに対して、「定住者」や「特定活動」への在留資格の変更を認めるようになってきました。

2017年12月25日、政府は外国人労働者の受け入れ拡大に関する基本方針などを閣議決定しました。5年間で介護など14業種に最大で34万5150人の外国人受け入れを想定しています。在留資格を新設し、単純労働に従事する外国人にも幅広く門戸を開く改正入国管理法（出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律）は、2019年4月1日に施行されました。このことに伴い、家族帯同を認められた外国人労働者の子どもたちが、将来各地の学校に転入してくることが予想されます。日本語指導に関しては徐々に各地に広がりを見せてきていますが、外国籍の子どもに対するサポート体制ができていない状況の中で、今以上に多くの外国籍の子どもたちが転入してきた場合、学校現場はパニックになることが予想されます。また日本語指導をはじめ子どもたちをサポートするための費用を誰が負担していくのかも明確ではありません。このような状況になったときに一番つらい思いをしなければならなくなるのは、外国から来た子どもたちなのです。2019年6月28日に施行された「日本語教育の推進に関する法律」に条文化されているように「日本語教育を受ける機会が最大限確保」されるようにしなければなりません。

私たちはこのような子どもを取り巻く深刻な状況を把握すると同時に、各地での実践を大切にしながら、子どもたちや教職員・地域がどのように変わってきたかを明らかにする中で、多文化共生社会の実現のための教育の創造をめざしてきました。今後さらに学校が開かれ、協働・協力の関係を作っていくことが必要です。そして子どもたちが自らのルーツや文化を隠さざるを得ない日本社会の有り様を変革したいと考えています。各自の違いを当たり前のこととして受け止め、それをもって差別や排外に転化するのではなく、むしろ人と人との関係の中で、違いをより豊かなものにしていく方向へ変えていきたいと思います。

（3）子どもたちの「性と性の平等」をめぐる現状

私たちは、さまざまな「らしさ」を自分に求めたり、あるいは他の人に求めたりしながら生きてはいないでしょうか。「らしさ」を人に強要し、「らしさ」で自分を縛りつけることは差別です。私たちは、もう一度「らしさ」について考える必要があります。

日本は、世界経済フォーラムが発表するジェンダーギャップ指数で156カ国中120位、主要7カ国（G7）では最下位（2021年）であり、国際的に見て男女平等が非常に低い国といえます。また、新型コロナウイルスの影響で世界的に男女の格差は開いており、日本においても女性の貧困率の増加や自死者の増加など、男女格差の課題は深刻さを増しています。女性は女性であるがゆえに働く権利を奪われたり、働くことができても、労働条件が悪かったりする社会構造があるからです。東京オリンピック・パラリンピックの組織委員会会長辞任問題等をきっかけに、女性参画やジェンダーギャップに対する論議が話題に上ることが増えました。しかし、固定的

な女性像・男性像に沿った生き方を強いられる傾向はいまだに強く、多様な生き方の選択肢の中で個性を発揮する機会から遠ざけられています。子どもたちも、このような現状の中でくらしを営んでいます。また女性は、職業選択と家庭責任の両方を担われることが多いため、両立ができないと退職し、その後就職しても多くは低賃金の非正規雇用しか選択肢がありません。その結果、ひとり親家庭の相対貧困率は、母子世帯で51・4%、父子家庭で22・9%となっており、母子世帯の半数以上が貧困状態である（2020年）とされており、子どもの貧困にも直接影響を及ぼしています。教職員自身が意識や慣習をとらえ直し、学校や家庭・地域でジェンダー平等へ向けた実践を進めることが必要です。

自分のからだとその成長を肯定できることは、自尊心にとつて不可欠です。「あなたと私は、セクシュアリティ^{※1}は違っても、おんなじ人間だよ」という理解が大切です。違いを豊かさとしてとらえましょう。同性愛、トランスジェンダーなど性的マイノリティの声を聞くことは、だれにとつても重要な気づきのチャンスとなるでしょう。

昨今、学校現場でも、制服（標準服）や高校入試願書に「性別の区分け」をなくしたり、更衣場所を整えたりする動きがみられるようになりました。しかし、子どもたちがくらす学校では「性別の名簿」や「性別の並び方」等の課題も見逃されがちだと言えます。また「性的マイノリティ」という特性を持つ子^{※2}「性的マイノリティの個人的な課題」ととらえがちで、「特別な子への配慮すべき課題」であるところとらえてしまう教職員も多いという現状も見逃してはいけません。

様々な「性別の区分け」が、多様な性を生きる子どもたちにとつての困難となっています。したがっ

て、声を挙げられずにいる子どもたちへの具体的支援とは、このジェンダー葛藤を軽減することになります。そのためにもまずすべきは「子どもが何に困っているのか」を明確にし、その問題を解決するには具体的に何をしなければならぬのかを、子どもと一緒に考えることです。

また、性的マイノリティへの差別発言はあとを絶ちません。自分が自分であることを隠さなくてはいけない社会は、性的マイノリティの人の課題ではなく、周囲の差別の課題です。性は多様であり、一人ひとりが当事者です。各自治体で進む同性婚を異性婚と同等の権利を認める条例や、2021年3月17日の「同性婚を認めないことは憲法に反する」という司法判断のように、学校や社会の中に、多様な性についての肯定的な情報があふれ、法的に保障される必要があります。

※1セクシュアリティ…「性」と「生」と一体となつ

たものとしてとらえていこうという考え方。私たちは誰もがセクシュアリティの「当事者」であり、次の4つの要素で整理してとらえることができる。

- ① 身体的性Ⅱ身体がどのような形をしているか。
- ② 性自認Ⅱ自分自身の性別をどのように認識しているか。心の性別ともいう。
- ③ 社会的性Ⅱ社会的・文化的につくられた性差や性別。わたしたちは日常的に自分自身の性別情報発信しながら生活しており、それを受けとめる他者との相互行為の中で「ある性別を社会的に生きていく」
- ④ 性的指向Ⅱ好きになる相手の性別がどのようなのか。

4

制度の充実と課題

教科書無償、全国高等学校統一応募用紙、「解放奨学金」をはじめ、障害者雇用促進法に基づく「障害者雇用枠」の設定、男女雇用機会均等法に基づく男女雇用の平等化、学校での家庭科や保健体育での男女共学、高校入試での特別配慮や特別措置（熊本県では「身体に障がある受検者への配慮事項」の記載（2001年度より）や、「口述代筆受検」の実施（2005年度より）、海外帰国生徒等に対する学力検査時の別室受検・時間延長の配慮や、募集定員のうち若干名の生徒を実施校独自の方法で選抜できる「B方式」の実施や、あらかじめ選択した3教科の学力検査と、作文及び面接を課す「海外帰国生徒等の特別措置」（2007年度より）、奨学金における「学力条項」の撤廃 など、憲法や関係の国際法で保障された教育を受ける権利や勤労の権利を具体的に保障する制度がこれまでつくられてきました。

これらは、人権確立をめざす、部落解放運動や「同和」教育運動をはじめ、被差別の当事者による解放運動の高まりや粘り強い取り組みによって達成されたものであるといえます。そうした取り組みの成果に学び、現在の子どもの進路保障をめぐる課題を明らかにし、取り組みを継続していかねばなりません。また、こうした制度や制度構築に至った経緯の認識については、人によって、学校によって、あるいは地域によって格差があることが否めません。そのため、認識の不十分さゆえ、せっかくの制度が活かされないまま、その歪みが被差別の当事者に影を落とし、被差別の状況が放置させられていることもあります。したがって、進路を保障するため、こ

うした制度の存在を知り、活用できるようにするための啓発・学習の推進が必要です。

さらには、現行の制度では、被差別の当事者の思いや願いに即さない不十分な点もあり、さらなる条件整備の充実が求められます。それゆえに、被差別当事者の思いや願いを真摯に受けとめての問題提起やそれらの共有化を行い、就学、就労を保障していくための認識を高め、条件整備を作り出していかねばなりません。

5

豊かな「共生の教育」の創造に向けて

私たちはこれまで、さまざまな被差別状況にある人びととの出会いや連帯、そしてそこでの学びを通して、自らの差別意識や社会の差別に気付き、その克服に向けて行動してきました。この営みは、豊かな人間観を育み、社会全体の人権感覚を高めていくことにもつながってきました。また、全ての子どもたちに豊かな感性と実践力を養い、共に生きる事につながるととらえて実践を積み重ね、行動してきました。しかし、いまだ「障害」当事者に対する原則分離となっている現在の学校教育の中で、地域で共に生きる事を阻まれている子どもがいる事実や、過去の歴史や現在の国どおしの関係の悪化、マスメディアによるマイナスイメージの刷り込みによる外国籍住民に対する根強い差別意識が、子どもたちに差別発言となって現れてきている事実があります。

また、性的マイノリティの人々が声を挙げはじめ30年以上が経過します。やっと昨今、その存在が認められるようになり、さまざまな教育環境整備が通達されるようになりました。しかし、当事者がカミングアウトしなくても、さまざまなマイノリティ

子どもたちが、そのままの有り様で安心して過ごせる教室を、早急につくることが必要です。教職員自身が意識や慣習をとらえ直し、学校や家庭・地域でジェンダー平等へ向けた実践を進めることが必要です。当事者の思いを受け止め、誰も差別によって苦しめられることのない社会をつくっていくことで、さまざまな性を生きるわたしたちのくらしを豊かにしていきたいと思います。

共生の教育では、地域における豊かな人との出会いや連帯を背景として、すべての子どもたちの「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育へとつなげたり、また逆に、子どもたちの取り組みを地域の取り組みへ広げたりしながら、全ての人々の人権の確立と共生社会の実現をめざします。

何もできない娘が、世の中で人から疎まれずに生きていくためには、笑ったりとか楽をしたりとか、

IV 自主活動

1 自主活動とは

1975年、第27回全国同和教育研究大会が熊本で開催されました。その全体会場で、みかん売りをする高校解放奨学生たちの姿は、全国各地の参加者から大きな感動と励ましで迎えられました。この解放奨学生たちの「解放みかん」売りの姿は、熊本の自主活動の始まりを象徴しています。

その翌年の1976年、「狭山は遠い埼玉県の問

そういったことは許されないのだと思っていました。

でも、そうではないんですね。この社会の中で、自分のことは自分で決めることができる。誰に決められたものでもない自分自身の意思表示の方法を持つて、生きがいを持って、楽しく生きていくことができるんだよ、それが認められて、包み込んでいってくれる社会というのは本当に素晴らしいんだよという、そのことを娘は身をもってずっと教えてくれたいたんじゃないのかなと思います。世の中にはたくさんの人、いろんな人がいて、全ての人が誇りをもって、生きがいをもって輝いていられるということとを、地域の中で、なかまたちと共に育って、たくさんの人に見守られて生きていくことで示していけたらな、あとに続く子どもたちが未来も拓けるかもしれないな、と思えるように、小学校に入学してから、自分の思いも変わっていききました。

(2019 課題別研究会「共生の教育」講演より)

題ではない。自分たちの足元の問題である」として、部落差別の根絶と石川一雄さんの獄中での闘いを子どもたちの生き方につないでいくことをめざして、5月22日に県下の小中学校で「同盟休校」が取り組まれました。

これを契機に、県下それぞれの地域で自分たちの生活やくらしを見つめ、被差別部落の子どもたちを中心に据えた「地域における解放をめざす諸活動」が活発に組織されていきました。

1980年の県同教ニュースは、「わたしたちは、

こういった部落の子どもたちの地域活動の中に積極的に参加し、その条件をととのえる作業を、地域活動の最も中心的な取り組みとして確認し、いつその関わりを深めていく必要がある」と、当時の「同和」教育推進教員の立ち位置を示しています。これは、今の私たちに求められているものでもあります。このような思いのもと、県下各地で解放子ども会活動や解放奨学生・部落研活動が展開されていきました。そして、その成果を次のように示しています。

解放子ども会活動で力をたくわえた子どもたちが、学校の中で部落外の子どもたちを反差別集団として組織していくという、すぐれた取り組みも生まれてきている。

(熊本県同教ニュース1980)

このように解放子ども会活動(解放奨学生活動、部落研活動を含む)を出発点に、自分の生活やくらしを見つめ、差別や不合理に気づいた子どもたちが、その解決に立ちあがり、なかまとともに自立していくことを「自主活動」と定義し、熊本県同教(県人教)は大切にしてきました。被差別部落の子どもたちが親のくらしを見つめ、先人たちの解放運動に触れ、自らの社会的立場を自覚し、解放の担い手となるべく自分自身のくらしや学習に向き合っていくました。その学習会で育ち合う子どもたちをモデルとして、「自主活動」は学級や学年、学校の中に広がっていききました。その結果、多くの学級や学校の中で、子どもたち・教師たちが「自主活動」に取り組み、『反差別のなかまづくり』『集団づくり』に代表されるような多くの成果を積み上げてきたのです。